平成 2 1 年 3 月 3 1 日 告示第 3 6 号

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、町民の防災意識の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりを 推進するため、町内に存する木造住宅について、耐震診断を実施する所有者に対し、 それに要する費用の一部を助成するに当たり、日の出町補助金等交付規則(昭和54 年日の出町規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 耐震診断 住宅の構造等を調査することにより、地震に対する住宅の安全性を評価することをいう。
 - (2) 診断機関 次のア又はイに該当するものをいう。
 - ア 社団法人東京都建築士事務所協会西多摩支部に属しているもの
 - イ 東京都木造住宅耐震診断講習修了者で事務所等を有し、営業しているもの (助成対象)
- 第3条 助成の対象は、町内に住所を有し、次に掲げる要件を備えている住宅(以下「助成対象住宅」という。)を所有する個人とする。ただし、共有の建築物にあっては、 共有者の全員によって合意された代表者とする。
 - (1) 町内に昭和56年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の戸建て住宅 であること。
 - (2) 所有者が自ら利用するために延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅であること。
- 2 助成は、同一の助成対象住宅に対して1回限りとする。 (助成金額)
- 第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、診断機関が行った耐震診断に要する費用(消費税に係る部分を除く。)の2分の1に相当する額で25,000円を限度とする。

この場合において、当該助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、日の出町木 造住宅耐震診断費助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長 に申請しなければならない。
 - (1) 耐震診断に係る費用の見積書の写し
 - (2) 助成対象住宅の建築時期が確認できる書類
 - (3) 助成対象住宅の所有者が確認できる書類
 - (4) 第3条第1項ただし書の規定による場合は、代表者であることが確認できる書類
 - (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

- 第6条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、日の出町木造住宅耐震診断費助成金交付決定通知書(様式第2号) により申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、助成金を交付しないことと決定したときは、日の出町木造住宅耐震診断費 助成金交付却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(耐震診断の中止)

- 第7条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、耐震診断を中止するときは、日の出町木造住宅耐震診断中止届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による届出があったときは、当該助成金の交付決定はされなかったものとみなす。

(交付請求)

- 第8条 助成決定者は、耐震診断を完了したときは、日の出町木造住宅耐震診断費助成金交付請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に請求しなければならない。
 - (1) 結果報告書の写し

- (2) 費用明細書の写し
- (3) 耐震診断費の領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付)

第9条 町長は、前条の規定による請求を受けた場合において、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、日の出町木造住宅耐震診断費助成金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するとともに、助成金を交付する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。